

順天堂スポーツ健康科学研究  
付録資料取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、順天堂スポーツ健康科学研究投稿規程の規定に基づき、付録資料に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 付録資料とは、順天堂スポーツ健康科学研究（以下「本誌」という。）に投稿する論文等の著作物の内容を補足する、又は解説するものであって、図、表、動画、音、写真等の情報を電磁的に記録したものをいう。

(取扱い)

第3条 論文等は、付録資料の情報なしに理解できるように作成されなければならない。

2 本誌では、付録資料を論文等の一の著作物を構成するものとみなさない。ただし、本誌編集委員会が認めた場合には、この限りではない。

(査読との関係)

第4条 編集者及び査読者は、論文等の採録審査に当たって、付録資料を採録可否の判断に使用してはならない。ただし、前条第2項ただし書の場合には、付録資料を採録可否の判断に使用するものとする。

(保証)

第5条 著者は、本学及び本学部に対し、付録資料が、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害していないこと、合法的なものであることを保証するものとする。

2 付録資料に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、当該著作物の著者は、その責任と負担のもと、これに対処、解決するものとし、本学及び本学部に対して一切の迷惑をかけないものとする。

(公開)

第6条 本誌編集委員会は、投稿された付録資料の公開可否を判断することができる。

2 前項によって公開可とされた付録資料については、本誌のオンライン版を掲載するウェブサイトで当該付録資料を公開する。ただし、本誌編集委員長が認めた場合には、当該付録資料のURLのリンクを掲載することができる。

(動画、音、写真等の構成)

第7条 動画、音、写真等の付録資料は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 動画の冒頭には、論文名及び著者名を3秒間表示する。
- (2) ファイルフォーマットについては、動画はMP4、音はWAVE、写真はJPEG2000を標準とする。
- (3) 一の動画、音等の付録資料の時間は、3分以内とする。
- (4) 一の動画、音等の付録資料の容量は、30メガバイト以内を標準とし、50メガバイトを超えることはできない。
- (5) 他人の著作物については、当該著作物の著作権者の承諾なしに使用することはできない。
- (6) 動画又は写真等の付録資料に被験者等の人物が表示される場合には、事前に承諾を得る、又は個人が特定されないように加工しなければならない。

#### 附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。